

議案第10号

日野町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日野町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月6日提出

日野町長 景山 享弘

日野町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

日野町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和45年日野町条例第22号)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の1に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) <u>国、他の地方公共団体</u>その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(2) <u>国、他の地方公共団体</u>その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において<u>当該国、地方公共団体</u>その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、日野町財務規則(<u>平成11年日野町規則第7号</u>)の定めるところによる。</p>	<p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の1に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) <u>他の地方公共団体</u>その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(2) <u>他の地方公共団体</u>その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において<u>当該地方公共団体</u>その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、日野町財務規則(<u>昭和45年日野町規則第18号</u>)の定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。